

# 山形労働局 第14次労働災害防止計画

(2023年度から2027年度までの5か年間)

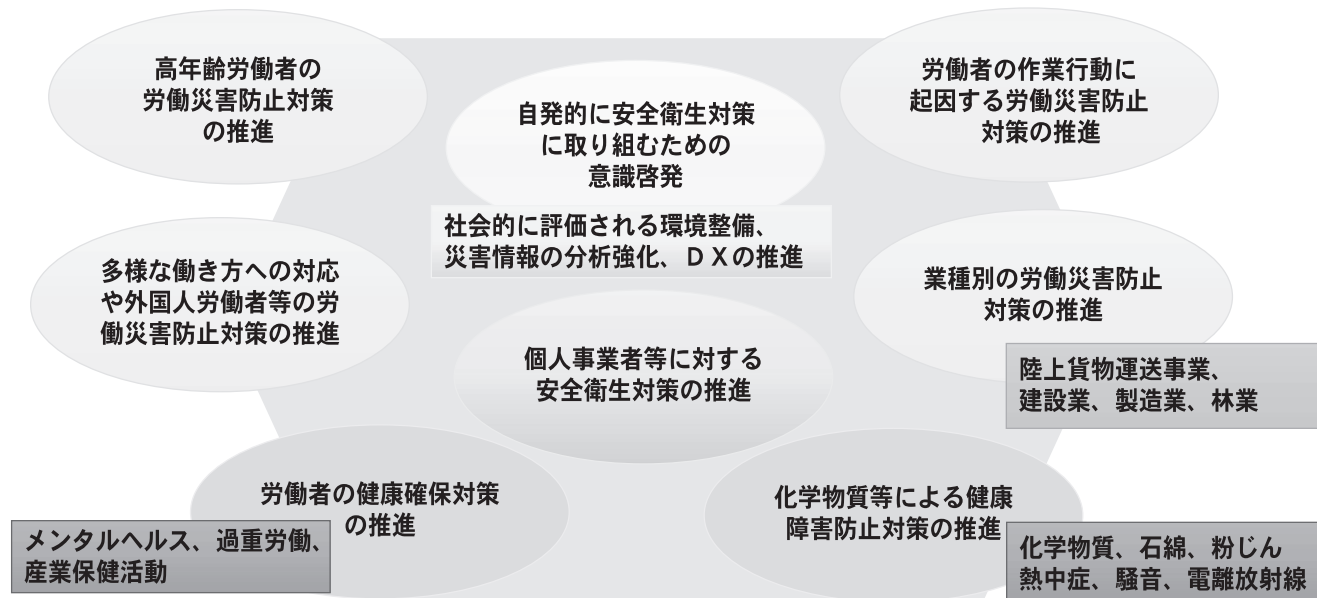
山形労働局は、国が定めた第14次労働災害防止計画をもとに、山形県が抱える労働者の安全と健康に関する課題を踏まえ、当局が重点的に取り組む事項を定めた「山形労働局第14次労働災害防止計画」を策定しました。

一人の被災者も出さないという基本理念の下、働く方々の一人ひとりがより良い将来の展望を持ち得るような社会を目指します。

## 計画の方向性

- 厳しい経営環境等、様々な事情について、それらをやむを得ないとせず、安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスであると周知する等、事業者による安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備を図っていきます。
- 引き続き、中小事業者なども含め、事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、どのような働き方においても、労働者の安全と健康を確保するとともに、誠実に安全衛生に取り組まず労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては厳正に対処していきます。

## 8つの重点対策



## 計画の目標

- 〈死亡災害〉▶ 死亡者数を2018年から2022年の5年間と比較して、2023年から2027年の5年間において5%以上減少させる。
- 〈死傷者数〉▶ 2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、2022年と比較して2027年までに減少に転じさせる。

## 【計画達成に向けたアウトカム指数及びアウトプット指数】

### 「アウトプット指数」とは、

計画の重点事項の取組の成果として労働者の協力のもと事業者において達成を目指す事項であり、本計画の進捗状況の把握のための指標として取り扱うものです。



### 「アウトカム指数」とは、

事業者がアウトプット指数を達成した結果として期待される事項であり、計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標として取り扱うものです。

アウトプット指標	アウトカム指標
<p>(ア) 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。</li> <li>卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。</li> <li>卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。（再掲）</li> <li>介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。</li> <li>転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。</li> <li>増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。</li> </ul>
<p>(イ) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>増加が見込まれる60歳以上の死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。</li> </ul>
<p>(ウ) 多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>母国語に翻訳された教材、視覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに労働者全体の平均以下とする。</li> </ul>
<p>(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。</li> <li>墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。</li> <li>機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。</li> <li>「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>陸上貨物運送事業の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。</li> <li>建設業の死亡者数を2018年から2022年までの5年間と比較して、2023年から2027年までの5年間で15%以上減少させる。</li> <li>製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。</li> <li>林業の死亡者数を、伐木作業の災害防止を重点としつつ、労働災害の削減に向けて取り組む、2023年から2027年の期間、各年とも死亡災害ゼロを目指す。</li> </ul>
<p>(オ) 労働者の健康確保対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。</li> <li>勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。</li> <li>メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする。</li> <li>50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。</li> <li>必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。</li> <li>自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。</li> <li>（指標は立てず）労働者の健康障害全般の予防につながり、健康診断有所見率等が改善することを期待</li> </ul>
<p>(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。</li> <li>労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。</li> <li>熱中症災害防止のために暑さ指数を把握・活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>化学物質の性状に関連する強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を2018年から2022年の5年間と比較して、2023年から2027年の5年間で5%以上減少させる。</li> <li>増加が見込まれる熱中症による死傷者数の増加率※を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させ、全国平均の増加率以下とする。</li> <li>※当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したもの</li> </ul>

## 【計画の重点事項と具体的取組（主な取組内容）】

### ①事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発等

- ・事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むようにするため、様々な機会を通じて、安全衛生対策に取り組む必要性や意義等について周知啓発を行うとともに、安全衛生対策に取り組むことが事業者にとって経営や人材の確保・育成の観点からプラスになることも積極的に周知啓発する。
- ・県内企業の安全意識の高揚と自主的安全衛生活動の促進を図るため、「やまがたゼロ災運動（仮称）」や「冬の労災をなくそう運動」、産業現場に対する労働局長の安全パトロール等を実施するとともに、県内の労働基準関係団体や労働災害防止団体等が主催する「山形県産業安全衛生大会」への支援を行う。

### ②労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・中高年齢の女性をはじめとして発生率が高く、小売業や介護施設を中心に増加傾向にある「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」など、職場における労働者の作業行動に起因する「行動災害」の防止対策を推進するため、管内のリーディングカンパニー等を構成員としたSAFE協議会の運営、企業における自主的な安全衛生活動の導入を支援する取組等により、管内全体の安全衛生に対する機運の醸成を図る。

### ③高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・高年齢労働者が安全に働ける職場環境の実現に向けた「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）及び中小企業による高年齢労働者の安全・健康確保措置を支援するための補助金（エイジフレンドリー補助金）の周知を図る。

### ④多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

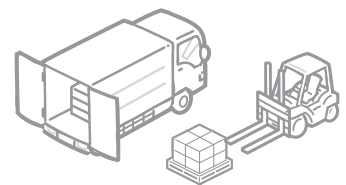
- ・外国人労働者が容易に理解できる視聴覚教材の使用などによる効果的な安全衛生教育の実施を促進することにより、外国人労働者の労働災害防止対策を推進するとともに、障害のある労働者の安全衛生対策に係る事例等を周知し、障害のある労働者の安全衛生対策を促進する。

### ⑤個人事業業者等に対する安全衛生対策の推進

- ・令和3年5月の最高裁判決を踏まえ、請負人など労働者以外の者に対しても労働者と同等の保護措置を講じることを事業者に義務付ける改正省令が令和5年4月1日より施行されたため、事業場に対して指導、周知を図る。

### ⑥業種別の労働災害防止対策の推進

- ・陸上貨物運送事業について、貨物自動車における荷役作業での労働災害を防止するため、昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲の拡大などを内容とする改正労働安全衛生規則等について指導、周知を図る。また、荷主等も含め、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を周知し、取組の促進を図る。
- ・建設業について、墜落・転落災害防止対策の充実強化のため、足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化などを内容とする改正労働安全衛生規則等について指導、周知を図るとともに、引き続き建設工事における労働災害防止対策の促進を図る。
- ・製造業について、機械災害の防止のため、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」及び「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づき、製造時及び使用時のリスクアセスメント、残留リスクの情報提供の確実な実施を促進する。
- ・林業について、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」や「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」の周知徹底を図るとともに、労働災害防止対策の促進を図る。



## ⑦労働者の健康確保対策の推進

### ア メンタルヘルス対策及び過重労働対策等

- ・長時間労働やメンタルヘルス不調などによる健康障害を防止するため、長時間労働者に対する医師による面接指導やストレスチェック制度を始めとするメンタルヘルス対策など労働者の健康確保の取組が適切に実施されるよう、引き続き指導等を行うとともに、メンタルヘルス対策に係る情報提供・相談等を行う「働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」」について周知する。
- ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（THP指針）に基づく健康保持増進の取組を促進するため、取組方法や好事例を示した手引を周知する。



### イ 産業保健活動の推進

- ・中小企業・小規模事業者の産業保健活動を支援するため、山形産業保健総合支援センターが行う産業保健スタッフや事業者向けの研修、地域産業保健センターによる小規模事業場への医師等の訪問支援、（独）労働者健康安全機構による団体経由産業保健活動推進助成金等について利用勧奨を行う。
- ・治療と仕事の両立支援に関する取組を促進するため、引き続き、ガイドライン等の周知啓発を行うとともに、局に設置している「山形県地域両立支援推進チーム」において策定したアクションプランに基づき、両立支援に係る関係者の取組を相互に周知・協力する等により、地域の両立支援に係る取組の効果的な連携と一層の促進を図る。
- ・主治医、会社・産業医と患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制を確保するため、（独）労働者健康安全機構で開催する養成研修の周知・受講勧奨を図る。

## ⑧化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・令和4年2月及び5月に公布された新たな化学物質規制に係る労働安全衛生関係法令の円滑な施行のため、引き続き周知を図るとともに、SDS（安全データシート）等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置が適切に実施されるよう、丁寧な指導を行う。
- ・労働者の化学物質のばく露防止のためには、呼吸用保護具の適正な使用が重要であることから、フィットテストの円滑な導入に向けた周知を行う。
- ・建築物等の解体・改修作業に従事する労働者の石綿ばく露を防止するため、建築物石綿含有建材調査者講習の受講勧奨及び当該講習の修了者による調査の徹底、石綿事前調査結果報告システムによる事前調査結果等の報告や石綿除去等作業時におけるばく露防止措置の徹底、リフォーム等も含む発注者への制度の周知を図る。
- ・建設アスベスト給付金制度の周知啓発を図るとともに、懇切丁寧な相談支援を行う。

### 山形労働局第14次労働災害防止計画の災害減少目標

